

総行住第 110 号  
令和元年 10 月 18 日

各都道府県住民基本台帳担当部長 } 殿  
各指定都市住民基本台帳担当局長 }

総務省自治行政局住民制度課長

5 年超保存除票の写し等の交付事務におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための支援措置の実施に関する留意点について（通知）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号。以下「デジタル手続法」という。）附則第 4 条第 2 項及び第 6 項の規定により、住民票の除票及び戸籍の附票の除票（以下「除票」という。）であって、市区町村長が消除し、又は改製した日から起算して 5 年を経過しているもの（以下「5 年超保存除票」という。）の写し等については、デジタル手続法の公布の日（令和元年 5 月 31 日）から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日の翌日（以下「交付開始日」という。）から交付しなければならないこととなります。

この 5 年超保存除票の写し等についても、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置（以下「DV 等支援措置」という。）の対象となることから、交付開始日に備えた DV 等支援措置の実施に関する留意点を下記のとおり通知します。

都道府県においては、この旨を承知の上、指定都市を除く域内の市区町村に周知徹底されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

- 1 最初にDV等支援措置の申出を受けた市区町村（以下「当初受付市区町村」という。）は、交付開始日までの間においても、DV等支援措置申出者からの申出に基づき、DV等支援措置情報を転送することとされている前住所地市区町村などの関係市区町村（以下「転送受付市区町村」という。）に対し、速やかに転送すること（住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）第5-10-エ参照）。
- 2 転送受付市区町村は、転送されたDV等支援措置情報について、当初受付市区町村が申出者に支援の必要性の確認の結果を連絡した日から起算して1年間は保存すること。